

2016年
4月号
No.406

広報
くろたき



3月16日(水) 黒滝中学校卒業式

主な内容



P 2 ~ 5 …平成 28 年度予算

P 6 ~ 7 …議会だより

P 8 ~ 9 …村の話題

P10 ~ 13 …給与情報

P14 ~ 17 …お知らせ

P17 ~ 18 …健康づくり情報

平成28年度予算の主要施策の説明

一般会計	17億3480万円
特別会計	8億3540万円
特別会計	25億7020万円
総額	

昨年5年ごとの国勢調査の実施年であり、この基礎数値である人口の動向が、村の歳入の最も大きな柱である地方交付税収入額に大きく影響を及ぼすことになり、自主財源に乏しい過疎高齢地域の村にとって、その結果を大変憂慮しておりました。

果たして、その速報値が「655人」と公表され、平成22年の840人に比較して、マイナスイ185人、率にして22%の減少、毎年37人ずつ減少していることになるといふ、動揺を隠しきれぬ結果となりました。

この国勢調査の速報値が即座に新年度財政収入に反映されることから、極めて貴重な財源を、できる限り有効活用していくことが一層大事になるということも、改めて肝に銘じて予算編成に臨みました。

昨年10月から11月にかけて、各地域を訪問し行政懇談会を開催させていただきました。約200人の村民の方と親しく懇談をさせていただくことができ、感謝申し上げます。皆さまからいただきましたご意見や実情を踏まえたご要望につきましては、今回の予算に可能な限り盛り込ませていただきました。

村の観光事業の拠点である黒滝・森物語村について、昨年より一時休業し、運営を見直し併せて他の観光施設等の再生、機能強化を図り、経営力の向上をめざしていくための人材確保に

まい進した結果、本村出身で、全国幾多の有名ホテル支配人として活躍実績を有する方を、総支配人として招へいすることができました。

これを好機ととらえ、各施設の環境整備を行うとともに道の駅総合案内センター喫茶コーナーをコンビニエンスストアとしてリニューアルを進めるなどの先行投資を補正予算として計上させていただきました。

そして、平成28年度予算を編成するにあたり、本村が魅力にあふれ、誰もが「住んでいて良かった」と誇れる黒滝村の実現に向け、基本方針である、「未来を担う子どもたちの教育環境等の整備」、「福祉施策の充実」、「林業を核とした循環型社会の形成」、「移住定住施策のためのさらなる事業展開」などを重点分野とし、これらの実現に向けて喫緊の課題や問題点を洗い出し、特段の予算配分に配慮し、そのうえで、村民生活の安定と地域の活性化に資する施策を推進するための積極的な予算編成と致しました。

▼保育・教育
開園3年目を迎える「黒滝こども園」スタッフ一同、安心してお子さまをあずけていただけるよう一層励むとともに、保育料等につきましては、村独自の軽減措置を行ってまいりますので、是非積極的なご利用をお願いします。

また、子どもたちの給食費や社会見学、修学旅行費の無償化制度も継続するとともに、新年

度より修学奨励貸付金制度を復活させるための経費も計上致しました。

小中学校舎の改良一体化について、黒滝産の杉、吉野産の檜をふんだんに使用した温もりのある教室を完成させることができました。

先生方のきめ細やかなご指導のもと、名実ともに本格的な小中一貫教育を実践してまいります。まさに、村の宝である黒滝村の子どもたちへの支援に對しまして、今後ともご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

▼健康・福祉
恒例となりました「健康ふれあい祭り」も、さらに実施内容に趣向を凝らして、村民の皆さまが一堂に会し、楽しい一日を有意義に過ごしていただけますよう計画しております。

昨年より創設した、「元気ふれあい活動奨励制度」、いわゆる「ポイント制度」についても多くの方々にご活用いただいております。事業費を倍増して計上致しました。元気で活発な生活を営んでいただけるためのきっかけとなり、その結果として本村の介護保険料を下げることもできますよう、心より願います。

地域福祉の重点施策として、こども医療費の助成や第三子に対する児童養育手当等を継続してまいります。

さらに、障害のある方への支援につきまして、は、障害者福祉サービスの提供体制の確保や、

森のこもれびホール等のできる限りのバリアフリー改修に努めてまいります。

▼医療の取り組み

地域住民の健康を保ち、安心して本村に住み続けていただくためにも、健康診断や予防医療の観点に立った身近な地域医療機関として、電子カルテ等のツールを有効活用しながら真新しい南奈良総合医療センター等関係機関との病診連携など効率的な治療を行い、村民の暮らしを支える医療体制の維持・確保を図ってまいります。

▼産業振興

基幹産業である林業振興策として、事業提携を交わした飛騨産業株式会社等と連携して、新技術と地域資源を活用したさらなる新製品の共同開発に取り組んでまいります。

村森林組合と一層連携しながら、山林への魅力を引き出し、地域おこし協力隊の募集をするなど、雇用機会の場を確保することにより移住定住にも寄与することにつなげていける事業を展開してまいります。

奈良県の「大和の伝統野菜」として認定された「黒滝白きゅうり」をはじめめとする地域の季節野菜等の商品開発

に取組み、黒滝村のさらなる魅力アップに取り組んでまいります。

▼地域公共交通の確保

将来にわたり持続可能な地域公共交通の確保・維持のため、村ふれあいバスの運行経費や奈良交通バス路線の存続のための経費を、引き続き計上します。また、4月より開院する予定の南奈良総合医療センター等への交通弱者対策としてタクシー利用助成制度事業を試行的に進めてまいります。

▼移住定住促進等

村内の空き家バンク制度等をさらに充実させるとともに、村に移り住み生活する体験住宅の新築事業経費を計上致しました。

地域活動団体をはじめ、観光関連事業者の協会等とも連携しつつ、積極的に取り組むとともに、滞在型観光施設や附帯施設の運営方法等について、株式会社黒滝森物語村の新たな総支配人を招へいしたこの契機に、経営基盤を再構築し、将来的にも持続可能で安定した経営を展開され、村の観光主要施設等の再生、機能強化が一層図られ、社会貢献をはじめとする村への還元がなされますことを強く望むところで

▼有害鳥獣対策

村猟友会の協力のもと、今後においても引き続き駆除や防護施設の設置事業を継続し有害鳥獣対策に力を入れてまいります。

▼インフラ整備

県道赤滝五條線並びに洞川下市線の改良に向けて、隣接する下市町、天川村と連携をさらに強化して早期の整備実現化に努めてまいります。

村道の排水路改修や緊急維持、舗装補修工事、河川改修等も継続的に実施してまいります。

また、公営住宅を整備するための予算を計上し、本村に移り住もうとする方々の立場に徹し、国庫補助金採択され次第、できるだけ早い時期に着工してまいります。

簡易水道事業につきましては、水源地における濁りを抑え、より効果的な取水ができるよう、施設を統合し一体化を図ります。

▼防災対策

村民の皆さまが安全で安心して暮らすことができるよう、危機管理体制の充実強化、自主防災力の向上、防災ワ

報基盤の整備など、「災害に強いむらづくり」に取り組んでまいります。

また、職員初動マニュアルや住民避難マニュアルの策定経費を計上して、迅速的確な行動にむけて取り組むこととします。

消防団並びにOB団員制度の更なる充実強化に向けてはもとより、新年度より女性消防団員を募集し、これを機に消防の機動力が一層強化されることを期待いたします。

また、消防車両集中配備等に向けての準備等を進め、地域及び消防団の実情に即した機能強化に努めてまいります。

また、自主防災組織の活動を通じ、住民自らが主体となって地域の安全・安心のむらづくりを進めていただき、今後も「自助・共助」の担い手として、村民の皆さまとともに地域防災力の一層の強化に努めてまいります。



民生費 1億 9861万円 (△1.9%)

住民の安定した社会生活を保障するための経費で、人権啓発予算、福祉関連予算もここに含まれます。

- 社会福祉協議会負担金 950万円
老人福祉施設(美吉野園)整備費補助金 668万円
養護老人ホームへの入所措置費 1586万円
障害者にかかる支援事業費 1484万円
国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金 654万円
国民健康保険特別会計直診勘定への繰出金 2016万円
介護保険特別会計への繰出金 3369万円
後期高齢者医療保険への支援金 1588万円
後期高齢者医療特別会計への繰出金 787万円
広域保育入所委託料 516万円
中学生以下児童手当支給費 419万円
村単児童養育手当(中学生までの第3子以降対象) 30万円
学童保育費 18万円
臨時福祉給付金 111万円
弔慰金 34万円
人権・同和対策費 91万円
高齢者ポイント制度 100万円

衛生費 1億 8936万円 (△35.1%)

住民が健康で良好な生活を送るための経費で、住民の健康管理や病気の予防対策、ごみの処理、し尿の収集処理・管理にかかる経費です。

- 南和広域医療組合負担金 6754万円
妊婦・乳幼児・がん検診等委託費 140万円
南和広域衛生組合負担金 1394万円
さくら広域環境衛生組合負担金 814万円
し尿処理委託料 556万円
し尿収集運搬委託料 82万円
河川及び道路清掃作業委託料 200万円

労働費 282万円 (±0.0%)

山林労働者をはじめとする労働者退職共済制度等に関する経費です。

農林水産業費 1億 2976万円 (9.2%)

農業や林業、水産業の振興に益する経費です。

- 有害鳥獣捕獲防除対策費等 502万円
特産品加工用野菜生産奨励金 42万円
森林組合育成助成金 300万円
漁業組合補助金 120万円
林業担い手育成強化事業補助金 420万円
林道新設事業費等(維持費含む) 3711万円
村産材生産促進事業補助金 600万円
村木材産業活性化事業補助金 250万円
村民有林間伐促進事業補助金 420万円
間伐材運搬委託料 20万円
美しい森づくり基盤整備事業補助金 2098万円
ヘリポート管理補助金 30万円
森林組合活性化事業補助金 500万円
集落周辺環境整備事業補助金 500万円
木材産業等担い手確保対策事業助成金 30万円
地域林業戦略推進事業補助金 200万円
黒滝銘木組合補助金 20万円
地域おこし協力隊事業 1200万円

商工費 4591万円 (37.7%)

地場産業の振興や、観光振興に使われる経費です。

- 小規模事業者地域力活用新事業補助金 100万円
村商工会補助金 370万円
観光施設管理運営指定管理料 1100万円
観光関連施設修繕・改修費 500万円
道の駅特産販売施設等改修工事 560万円
(仮称)黒滝村観光協会補助金 100万円

土木費 2億 2144万円 (22.1%)

道路や河川、住環境の整備に使われる経費です。

- 道路新設改良事業(維持費含む) 6072万円
地籍調査費 1305万円
住宅管理費 11654万円
河川管理費 10万円

消防費 1億 3639万円 (45.8%)

消防だけではなく、水害や地震をはじめとするあらゆる災害に対する経費です。

- 消防団員報酬 149万円
消防団員装備品費等 370万円
消防分団活動費 74万円
防火水槽設置費(3基) 1700万円
消防水利階段・水利施設改修費 85万円
県広域消防組合負担金 3808万円
避難所施設設計委託料 350万円
災害マニュアル作成委託料 361万円
観光防災Wi-Fiステーション設置工事 3500万円
県防災行政無線再整備負担金 1945万円

教育費 1億 5508万円 (△25.5%)

教育委員会事務局費、こども園費、小・中学校費、人権教育費、社会教育費、保健体育費、給食センター等にかかる経費です。

- 入学祝金 45万円
各施設植木芝生等管理費 14万円
県へき地教育研究振興大会開催地負担金 25万円
高等学校自宅通学者補助金 280万円
修学奨励貸付金 114万円
小中学校プールサイド修繕工事 174万円
修学旅行等補助金 66万円
スクールバス運行委託料 578万円
中学校駐輪場新設工事 69万円
こども園木育玩具購入費 26万円
文化とスポーツの森改修工事費 221万円
村人権教育推進協議会補助金 95万円

災害復旧費 1億 5134万円 (14.6%)

村道赤滝線の復旧に関する経費です。

公債費 1億 3228万円 (6.5%)

村の借金の返済金です。借入にかかる利子も含まれます。

諸支出金 1万円 (±0.0%)

地方自治法のいずれの目的にもあてはまらないものです。

予備費 300万円 (±0.0%)

1年間の実際の予算執行と見積とは違いが出てくる事があり、これらの充当のため計上されています。

【平成28年度】 黒滝村一般会計 17億3480万円

(前年度増減率 1.3%)

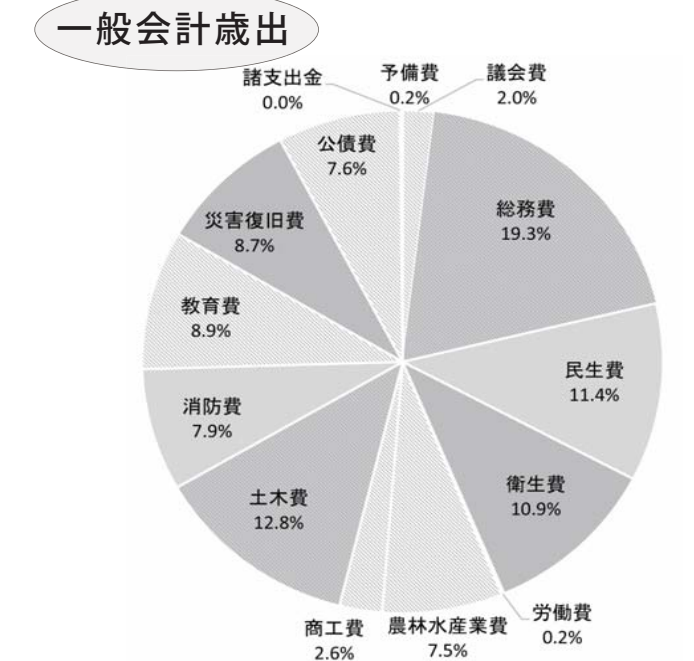
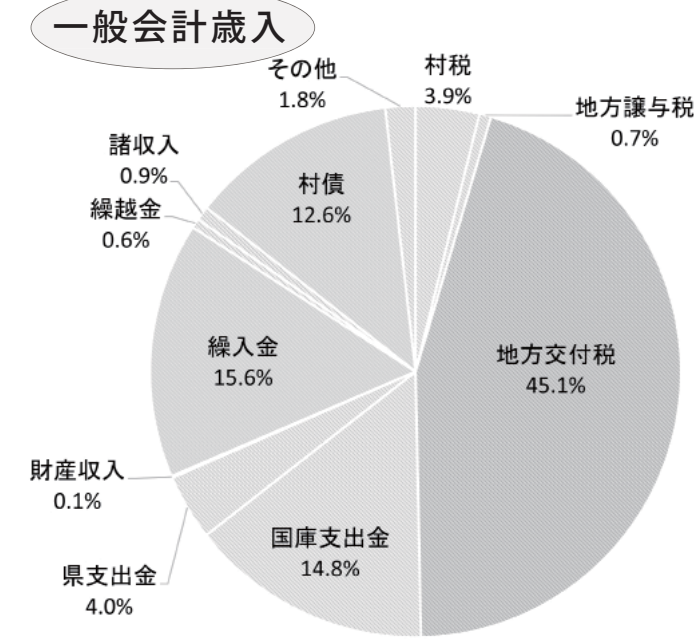


Table titled '一般会計 歳入' listing various income sources such as Village Tax (6728万円), Local Grant and Tax (1243万円), and National Expenditure (2億5647万円).

Table titled '会計別予算額' showing budget amounts for different accounts, including General Account (17億3480万円), Special Account (8億3540万円), and National Health Insurance (2億508万円).

◇◇◇◇◇ 予算の使い道 平成28年度の主な事業 ◇◇◇◇◇

(前年度増減率)

Table titled '議会費' and '総務費' listing various expenses such as Council Member Compensation (3413万円), Council Administration (3413万円), and General Administration (3億3468万円).

議会

議会活動状況

3月

- 1日 南和広域医療組合議会
- 2日 南和広域医療組合議会
- 7日 第2回議会定例会、正副議長、常任委員長打合せ
- 11日 第2回議会定例会開会
総務厚生常任委員会
経済建設常任委員会
- 13日 南奈良総合医療センター
竣工式
- 14日 平成28年度
予算審査特別委員会
- 16日 黒滝中学校第69回卒業証書授与式
- 17日 第2回議会定例会再開
一般質問
- 18日 黒滝こども園修了証書授与式
- 20日 町立大淀病院閉院式

第2回議会定例会

- 23日 黒滝小学校第28回卒業証書授与式
 - 24日 黒滝村交通安全対策協議会
黒滝村社会福祉協議会役員会
月例会計監査
 - 28日 奈良県町村議会議長会総会
 - 29日 区長会
- 平成28年第2回議会定例会が3月11日（金）～17日（木）にかけて開催されました。
- 【一般質問】
- ・有害鳥獣対策について（阪中議員）
 - ・急傾斜対策工事について（橋本議員）
 - ・林業振興と村の取組について
・黒滝川の復活について（九鬼議員）
- 【人事案件】
- ◆議案第1号
黒滝村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて（同意）
- ◆議案第2号
黒滝村教育委員会の委員の任命

- につき同意を求めることについて（同意）
- 【条例制定】
- ◆議案第3号
黒滝村行政不服審査会条例の制定について（可決）
- ◆議案第4号
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（可決）
- ◆議案第5号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（可決）
- 【条例改正】
- ◆議案第6号
職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆議案第7号
黒滝村の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（否決）
- （* 議会議員の期末手当支給率の増加改正に関する内容の条例）

- ◆議案第8号
黒滝村の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆議案第9号
一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆議案第10号
黒滝村の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について（可決）
- ◆議案第11号
黒滝村税条例等の一部を改正する条例について（可決）
- ◆議案第12号
黒滝村立中学校設置条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆議案第13号
黒滝村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について（可決）
- 【補正予算】
- ◆議案第14号
平成27年度黒滝村一般会計補正予算（第6号）について（可決）

◆議案第15号

平成27年度黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（可決）

◆議案第16号

平成27年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について（可決）

◆議案第17号

平成27年度黒滝村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（可決）

【平成28年度予算】

◆議案第18号

平成28年度黒滝村一般会計予算について（可決）

◆議案第19号

平成28年度黒滝村国民健康保険事業特別会計予算について（可決）

◆議案第20号

平成28年度黒滝村介護保険特別会計予算について（可決）

◆議案第21号

平成28年度黒滝村後期高齢者医療特別会計予算について（可決）

◆議案第22号

平成28年度黒滝村簡易水道事業

特別会計予算について（可決）

◆議案第23号

平成28年度黒滝村下水道事業特別会計予算について（可決）

【その他】

◆議案第24号

黒滝村の公の施設の指定管理者の指定について（黒滝村ディサービスセンター）（可決）

◆議案第25号

過疎地域自立促進市町村計画の策定について（可決）

◆議案第26号

工事請負変更契約の締結について（村道赤滝線線災復旧工事）（可決）

◆議案第27号

工事請負変更契約の締結について（村道笠木勢井線災復旧工事）（可決）

入札結果

- ◆入札日 2月24日
- 河川改修工事
- 落札者 岩井建設工房有限公司
- 落札金額（消費税込）
1,168,560円
- 工期 平成28年3月28日まで

黒滝村指定ごみ袋の販売人さんの紹介

今年の販売人さんをご紹介します。（敬称略）

- 笠木 黒滝茶屋
 - 桂原 西北 卓央
 - 長瀬 旬黒滝こんにやくよもぎの里
 - 御吉野 西浦 善明
 - 堂原 辻本 勝司
 - 寺戸 吉田 順子 向井 由美子
 - 中戸 橋田 文子 川上 茂樹
 - 中本 紀美代 山内 佐和子
 - 井上 準之助
 - 赤滝 中辻 弘子 吉田 弘子
 - 脇川 脇阪 タズ代
 - 榎尾 西谷 喜代志
 - 鳥住 林 千恵子
 - 粟飯谷 日浦 義文 植 重則
- なお、黒滝村役場でも販売しています。
- 「分別収集にご協力をお願いします！
ごみの野焼きは法律により禁止されています」

- ◆お問合せ先 住民生活課

誠心会総会

- ◆日時 4月28日（木）
午前10時～
- ◆場所 中央公民館
- ※詳細は回覧板をご覧ください。
- ◆お問合せ先
社会福祉協議会
☎62-2850

**黒滝村教育委員会委員及び
黒滝村固定資産評価審査委員会
委員紹介**

3月11日の議会において、日浦氏が教育委員会委員に、中井氏が固定資産評価審査委員会委員に再任されましたので、ご紹介いたします。（敬称略）

- ◆黒滝村教育委員会委員
日浦 義文（粟飯谷）
- ◆黒滝村固定資産評価審査委員会委員
中井 龍彦（赤滝）

提携事業協定調印式

黒滝村・飛驒産業(株)・黒滝村森林組合

2月24日、黒滝小学校において「提携事業協定調印式」が行われました。この調印式は、吉野杉の安定供給、販路開拓等の事業を強化することを目的として、黒滝村及び黒滝村森林組合、飛驒産業(株)の3者により提携事業の協定を締結したもので、更なる地域木材の可能性を追求し、特注物件や内装材、建築材などにも取組んでいくとともに、商品の高級ブランド化等、さらなるPRを行っています。



▲ 左 岡田飛驒産業社長 中 辻内村長 右 貝本森林組合長

黒滝中学校木質化
吉野杉圧縮フローリング



▲ 南奈良総合医療センターで使用される吉野杉圧縮椅子



黒滝村産業活性化委員会が
答申書を提出

2月25日、黒滝村産業活性化委員会(橋本正博委員長)が、平成24年1月12日に諮問された林業に代わる新たな産業についての「黒滝村産業活性化の答申書」を村長に提出しました。

これまでに19回もの会議を開催し、農業に視点を置いた「食の6次産業化」について検討を行い、大和野菜に認定されている「黒滝



公民館教室
(パン作り教室)

3月8日(火)、黒滝中学校調理室でパン作り教室を開催しました。先生の指導の下、参加者の皆さんが一生懸命パンを焼き上げました。

試食の際は和気あいあいとした雰囲気、おいしいパンが更においしく感じました。今年度も公民館教室では様々な教室を開講する予定です。

ご興味のある方は、お気軽に教育委員会事務局までお問い合わせください。



消防功労者

消防庁長官表彰受章

白きゆうり」を柱とした生産、加工、販売による「6次産業化」を推し進めていくことが新たな産業活性化策に繋がるとの結論に至り、新たな組織の創出の必要性及び行政機関の役割についてなどが意見として盛り込まれました。

積極的な消防団活動により地域の安心安全の確保に寄与した功績が認められ、当村消防団西部分団 小田 栄男 分団長が消防功労者消防庁長官表彰を受章されました。今後とも益々のご活躍を期待しています。



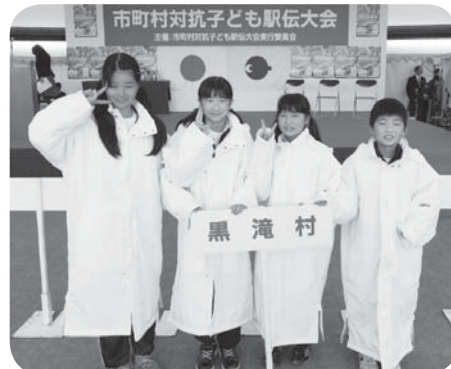
いつまでも
黒滝村で暮らせるように

この度、日本財団の補助及び、善意銀行の資金により福祉車両を導入しました。主にデイサービス等の送迎に使用されます。



▲ 福祉車両導入式の様子

市町村対抗子ども駅伝大会
タイムトライアル
レースに出場



3月5日(土)第11回市町村対抗子ども駅伝大会が馬見丘陵公園特設コースで開催されました。黒滝村からはタイムトライアルレース(約1.5km)に黒滝小学校の5年生2名、6年生2名が出場しました。

当日、午後から暖かな陽気に包まれた少し汗ばむような天候の中、子どもたちは周囲と競い合いながらも自分のペースを保ち、練習の成果を十分に発揮することができました。

固定資産税の縦覧

下記のとおり縦覧できますので、内容をお確かめください。

日時 4月1日～6月1日
(土日祝を除く)

午前8時30分～午後5時15分

◆縦覧場所・お問合せ先 住民生活課

春の交通安全県民運動

交通マナーのより一層の向上にご協力をお願いします。

運動期間

4月6日(水)から4月15日(金)まで

黒滝村職員の給与等の概要

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (H27年4月1日現在)

区 分		経験年数15年～ 20年未満	経験年数20年～ 25年未満	経験年数25年～ 30年未満
一般行政職	大学卒	299,700円	327,200円	367,400円
	高校卒	267,200円	299,500円	344,900円
技術労働職	高校卒	239,700円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(H27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・主事	3人	10%	137,600円	244,900円
2 級	主事	3人	10%	187,700円	301,900円
3 級	課長補佐・係長	14人	46.6%	223,900円	347,700円
4 級	課長・課長補佐	5人	16.7%	258,300円	378,700円
5 級	参事・課長	5人	16.7%	285,000円	399,700円

(注) 1 黒滝村の給与条件に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒 滝 村		国	
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,198 千円		—	
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45月分) (0.8月分)		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45月分) (0.8月分)	
(加算措置の状況) 加算措置なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (H26年4月1日現在)

黒 滝 村			国		
(支給率)	自己都合	勤続・定年	(支給率)	自己都合	勤続・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.58250月分	勤続25年	29.145月分	34.58250月分
勤続30年	41.325月分	49.599月分	勤続30年	41.325月分	49.599月分
最高限度額	49.599月分	49.599月分	最高限度額	49.599月分	49.599月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額 3,293千円 23,895千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度及び25年度に退職した職員に支給された平均額です。

村職員の給与・定員管理等を公表します

黒滝村職員の給与・定員管理等の状況を知っていただくために、その概要を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (H26年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
26年度	人	千円	千円	千円	%
	797	1,497,074	62,993	255,856	18.18

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	88	112,263	21,504	89,506	174,363	5,284

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

平成26年度	91.1
平成27年度	92.3

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (H27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43歳	311,079円	350,151円
技術労働職	46歳	246,600円	257,350円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況 (H27年4月1日現在)

区 分	黒滝村		国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円
技術労働職	高校卒	139,500円	—
教育職	大学卒	195,100円	—
	短大卒	170,900円	—

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務	8	11	+3	組織改正及び採用に伴う増
	税務	3	3	0	
	民生	2	2	0	
	衛生	3	3	0	
	農水	2	2	0	
	商工	1	0	-1	
	土木	3	3	0	
	計	23	25	+2	
	教育部門	10	9	-1	平成27年度より教育長を員数化しないことによる減
	消防部門	0	0	0	
小計	33	34	+1		
公営企業等	病院	3	3	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	2	2	0	
小計	6	6	0		
合計		39 [50]	40 [50]	+1	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数
一般行政		27	25	25	24	23	25	▲2
教育		10	11	11	12	10	9	▲1
普通会計計		37	36	36	36	33	34	▲3
公営企業等会計計		7	7	5	6	6	6	▲1
総合計		44	43	41	42	39	40	▲4

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(3) 時間外勤務手当

	H26年度決算	H25年度決算
支給実績	5,817千円	5,277千円
職員1人当たり平均支給率	342千円	263千円

(4) その他の手当 (H27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給率 (H26年度決算)
扶養手当	・配偶者・・・13,000円 ・配偶者以外の扶養家族・・・6,500円 ・配偶者のない場合の1人目・11,000円 ・16歳から22歳の子1人につき5000円の加算	同	—	5,994千円	249,750円
住居手当	・借家・・・月額12,000円を超える家賃を支払う職員に対し、負担している家賃の額に応じて、上限額23,000円まで支給	同	—	346千円	86,500円
通勤手当	・交通機関利用者 1か月あたりの最高支給限度額55,000円 ・交通用具(自動車など)使用者 片道の使用距離に応じて2,000円(2km以上5km未満)から最高31,000円(60km以上)支給	同	—	4,784千円	149,500円
管理職手当	・理事 給料月額100分の10 ・課長級 給料月額100分の8 ・課長補佐級 給料月額100分の6	—	—	4,338千円	333,093円

5 特別職の報酬等の状況 (H27年4月1日現在)

区分	給料月額等	(参考) 報酬団体における最高/最低額
給料	村長 420,000円	840,000円 / 230,400円
料	副村長 460,000円	705,000円 / 385,000円
	教育長 420,000円	—円 / —円
報酬	議長 240,000円	395,000円 / 140,000円
	副議長 180,000円	310,000円 / 115,000円
	議員 170,000円	290,000円 / 100,000円
期末手当	村長 (26年度支給割合) 3.19月分	
	副村長 (26年度支給割合) 2.99月分	
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	村長 420,000円×520/100×勤続年数 8,736,000円 任満了時	
	副村長 460,000円×330/100×勤続年数 6,072,000円 任満了時	
	教育長 420,000円×240/100×勤続年数 4,032,000円 任満了時	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

お知らせ

「黒滝村立黒滝中学校」 校舎移転のお知らせ

平成27年4月より本村で取り組んでおります小中一貫教育が、平成28年4月から施設一体型として本格的に始まります。校舎は現在の黒滝村立黒滝小学校を利用します。つきましては中学校の住所等が、左記のとおりになりますのでご案内します。

◆新住所

〒638-0251
奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸41番地
☎0747-62-2056
(従来どおりです。)
新FAX番号
0747-62-2902
アドレス
kurojhs@m5.kcn.ne.jp
(従来どおりです。)

固定資産税のあらまし 住宅を新築・ 改築される方へ 軽減のご案内

◆新築住宅に関する軽減措置

平成29年3月末までに新築される住宅は、新築から3年分(中高耐火建築物は5年)固定資産税額が2分の1減額(120㎡までの居住部分相当を限度)されます。

◆認定長期優良住宅の新築に関する軽減措置

平成29年3月末までに新築される認定長期優良住宅は、新築から5年分(中高耐火建築物は7年)固定資産税額が2分の1減額(120㎡までの居住部分相当を限度)されます。また、不動産取得税が課税標準額から1,300万円控除されます。

◆住宅のバリアフリー改修に伴う軽減措置

高齢者の方、障がいのある方が居住する平成19年1月1日以前から存在していた住宅について、平成29年3月末までの間に一定のバリアフリー改修工事(補助金や

飼い主の皆様へ

犬の登録及び狂犬病予防注射

みんなの迷惑のもとになる放し飼いはやめましょう!

4月21日(木)に狂犬病予防注射を行います。犬を飼っておられる方は最寄りの会場でご受けください。

また、暴れたり噛み傷を与える恐れのある犬については、口輪をはめるなどの適切な処置をされたうえ、犬に慣れている方が同行してください。なお、手数料は次のとおりです。

○注射にかかる手数料 (内訳)	3,200円
注射手数料	2,650円
注射済票交付手数料	550円
○登録手数料	3,000円

◆愛犬には登録を!
現在、犬の登録は一生に一回となっております。登録を行っていない犬は、「野犬」と判断されかねませんので、まだ登録をされていない方はこの機会にぜひ登録を行ってください。
また、飼い犬が死亡したとき、飼い主や飼い主の住所が変わったときなどは、必ず役場へ届けてください。

◆犬を手放したい方は、事前に役場または吉野保健所に相談してください。なお、当日の引き取りはいたしません。

◆お問合せ先
○住民生活課
○吉野保健所
☎52-0551

◆狂犬病予防注射：4月21日(木)◆

実施時間	実施場所	実施時間	実施場所
10:00 ~ 10:05	笠木老人憩の家前	13:10 ~ 13:25	槇尾瀧光寺前
10:15 ~ 10:20	桂原(辰己商店前)	13:35 ~ 13:45	鳥住(鳥住集会所前)
10:30 ~ 10:35	蛇ヶ谷	13:50 ~ 13:55	脇川(脇川集会所前)
10:40 ~ 10:55	長瀬集会所前	14:05 ~ 14:15	川戸老人憩の家前
11:05 ~ 11:15	粟飯谷正西寺前	14:25 ~ 14:40	赤滝集会所前
11:25 ~ 11:30	御吉野(中辻銘木店前広場)	14:50 ~ 15:00	上中戸老人憩の家
11:35 ~ 11:45	堂原(榊田様宅前)	15:05 ~ 15:15	黒滝村役場駐車場
11:50 ~ 12:00	寺戸(泉の広場)		

介護保険からの給付を除き、改修後の床面積が50㎡以上で、工費費用が、平成25年4月1日以降は50万円以上)が完了した翌年度分に限り、改築部分の固定資産税額が3分の1減額(100㎡までの居住部分相当を限度)されます。

◆省エネ改修工事に伴う軽減措置

平成20年1月1日に存在していた住宅で、平成29年3月末までの間に一定の省エネ改修工事(改修後の床面積が50㎡以上で工費費用が、50万円以上)が完了した翌年度分に限り、改築部分の固定資産税額が3分の1減額(120㎡までの居住部分相当を限度)されます。

◆住宅耐震改修に伴う軽減措置

昭和57年1月1日以前から存在していた住宅について、平成28年12月末までの間に一定の耐震改修工事(50万円以上)を行った場合、工事の完了時期に応じて固定資産税額が2分の1減額(120㎡までの居住部分相当を限度)されます。

◆お問合せ先 住民生活課

奈良弁護士会 中南和法律相談センター 無料法律相談所開設

奈良弁護士会中南和法律相談センターによる無料法律相談所が開設されます。相談は電話による事前予約制で、お一人(組)あたり30分の範囲で、計6人(組)の方まで受付が可能です。是非ご利用ください。

◆日時 4月15日(金)

午後1時~4時

◆場所 黒滝村中央公民館2階 応接室

◆事前予約連絡先

奈良弁護士会

◆予約受付時間

4月1日(金)から前日までの
午前9時30分~12時
午後1時~5時
(土・日は休み)

◆近隣町村の開設日

○天川村山村開発センター
6月16日(木)
○大淀町役場

年金生活者等 支援臨時福祉給付金

年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます!

◆支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年度中に65歳以上になる方

◆手当の月額

一人につき 30,000円

◆申請期間

平成28年4月~平成28年6月末

◆支給日

平成28年6月以降
対象となる可能性のある方には
後日申請書を郵送します。

◆お問合せ先 保健福祉課

国税職員募集のお知らせ

平成28年度国税専門官採用試験

受験資格

- 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの人
- 平成7年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
- (1) 大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの人
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

申込受付期間

平成28年4月1日(金)～4月13日(水)
原則として、インターネット申込みとなります。

インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

試験日及び試験種目

- 第1次試験 5月29日(日)
- 第2次試験 7月12日(火)～7月20日(水)

※第1次試験合格通知書で指定する日時

合格者発表日

第1次試験合格者発表日
平成28年6月28日(火) 9時

最終合格者発表日

平成28年8月22日(月) 9時

採用予定数

採用予定数については、別途人事院ホームページに掲載します。採用予定数は変動することがあります。最新情報は人事院ホームページで確認してください。

お問合せ先

大阪国税局人事第二課(試験係)
FAX 06-6941-5331
又は吉野税務署総務課
その他

採用に関する情報は、国税庁

ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)「採用案内」にも掲載しています。



軽自動車税の税率変更

●軽自動車税の税率が変わります

地方税法の一部改正に伴い、平成28年4月1日から軽自動車税が変わります。

- ① 原付バイクや農耕用車などの税額は、平成28年度から第1表のように変更となります。
- ② 軽自動車などの税額は、平成27年4月1日以降に取得した新車(新規検査を受ける車)が対象(第2表)。

軽自動車税は、購入した翌年度から課税されます。

●重課税率が適用されます
二酸化炭素の排出を抑制し、グリーン化を進めるため、最初の新規検査年から13年を経過した軽自動車は、平成28年度以降、下記のとおり重課税率が適用されます。(第2表)

第1表 原付、計二輪、小型二輪、小型特殊自動車

車種		現行	改正後
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

第2表 軽自動車など

車種	課税標準		重課税率			
	現行	改正後				
軽自動車	三輪	乗用	3,100円	3,900円	4,600円	
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
四輪以上	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	



軽自動車税の減免

運転者が身体障がい者等である場合や、身体障がい者等のために生計同一者が軽自動車を運転する場合の税金については、身体障害者手帳等に記載の障がい程度により減免が受けられます。

◆申請期間 4月22日(金)まで

※軽自動車税の納期限前7日まで

◆必要な書類

- ① 軽自動車税減免申請書(窓口で記載)
- ② 自動車検査証
- ③ 身体障害者手帳等
- ④ 運転される方の運転免許証
- ⑤ 納税通知書
- ⑥ 車内の写真

(車内の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車の場合)

◆お問合せ先 住民生活課



健康づくり情報

妊娠判定受診料補助事業

村民税非課税世帯の住民を対象に、村が妊娠判定に要する費用(上限基準額、補助回数制限あり)を公費で負担します。申請の手続きは、保健福祉課で行います。

◆お問合せ先 保健福祉課

新40歳訪問

今年度、40歳を迎えられる方を対象に5月初旬ごろ保健師が自宅を訪問させていただきます。

◆お問合せ先 保健福祉課

内容・健康手帳の配付
これからの健診等のご案内
これまでのあなたの健康づくりについて、教えてください。

※訪問日時は平日9時～17時までの間です。お仕事などで都合が合わない場合は資料等を送付させていただくか、ご家族の方にお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆お問合せ先 保健福祉課

食生活応援隊が園児とおやつ作りをしました

2月25日(木)、こども園で、食生活応援隊が園児と「いちごヨーグルトゼリー」を作りました。食生活応援隊や先生に手伝ってもらいながら、包丁でいちごを切つては「いちごのいい匂いがする」と、園児たちは楽しそうに作業していました。

もちろん、出来上がったゼリーはそのまま冷やして、三時のおやつに召し上がっていただきました。おやつ作りのお礼にと、園児たちが生活発表会の踊りを披露してくれました。

食生活応援隊と園児たち、お互いにお腹と心が満たされたひと時でした。



平成28年度 黒滝村元気ふれあい活動ポイント制度が始まります!

昨年度に続き、黒滝村に住所を有する60歳以上の方を対象に、「元気ふれあい活動ポイント制度」を実施します。

本年度より、各大字における集会所や神社仏閣等に複数人で訪れた際にもポイントの対象とする、ふれあい事業を追加するなど内容を一部変更し、より楽しんで取り組めるものとなっております。みんなでポイントを貯めて地域商品券をもらいましょう。配置場所等は各大字ごとに確認ください。対象者に改めて通知します。

◆お問合せ先 保健福祉課



はつらつ教室

高齢者の皆さんが、いつまでも元気で、いきいきと生活していただけるよう、運動機能を高める体操を中心にした介護予防教室です。運動指導員や理学療法士、保健師など専門のスタッフがを行います。楽しく参加していただけるよう工夫しています。

参加している方々は、毎週楽しみにして下さっているようです。「運動に自身がない」とお思いの方！まわりの人に無理に合わせようとせず、マイペースにできるところからはじめていきましょう。

ふれあいバスの運行時刻が改正されましたので、はつらつ教室へのご参加はふれあいバスをご利用ください。(原則、送迎無しとなります。)

◆開催日

5月6日～12月16日までの毎週
金曜日(2クール×10回)

◆時間 ①または②のどちらかをお選びください。

①午前コース

(午前9時30分～午前11時)

②午後コース

(午後1時30分～午後3時)

◆内容

介護予防に効果のある運動や講話、健康相談、体力測定

◆場所

中央公民館

◆対象者

村内在住の65歳以上の方
※要介護認定を受け、サービス利用の方は除きます。

◆定員

各コース25名

※定員を超えた場合は、抽選を行います。

◆申込先

保健福祉課

◆締切

4月8日(金)

5月健康教室

「大人の体力測定&運動指導」のご案内

昨年度に引き続き、5月12日(木)、これもれびホールで、体力測定及び運動指導を行います。

詳細は、5月号広報にてお知らせします。

◆お問合せ先

保健福祉課

男性料理倶楽部

今年もいよいよお花見の季節がやって来ますね。そこで今回は「お花見弁当」！屋外で食べるのにぴったりなお料理を作って、お出かけしましょう。

◆対象

村内在住の成人男性

◆日時

4月13日(水)

◆場所

午前9時～午後2時

◆会場

栗飯谷付近

◆会費

1,000円

◆持参品

エプロン、三角巾の代用品となるもの

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

◆申込み・お問合せ先

社会福祉協議会

診療所からののお知らせ

4月1日より岩井紗希医師の診察になります。
※休診日が木曜日になります。

	月	火	水	木	金
午前 9:00~12:00	○	○	○	×	○
午後 1:30~5:00	○	○	○	×	○

- ・休診日 木曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- ・午前11時30分から胃カメラ検査が入ることがあります。



図書室だより

中央公民館図書コーナーには約5,300冊の本があります。
あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

■貸し出し日 月～金曜日(祝日は休み)

■貸し出し期間 2週間

※ただし、それ以上になる場合は教育委員会へ、連絡してください。

■今月のおすすめ

(児童書) タンポポの金メダル / 作 山本 早苗
絵 青井 芳美

この絵本は双子のバス停が主人公という面白い設定で、彼らを利用して人々のためにどうすれば良いか、それを考えて実行に移していく心温まるストーリーです。登場するキャラクターを素朴な絵柄で描いており、物語も親しみやすいものになっています。是非ご家族皆様でお読みください。

(児童書) ネコが手をかすレストラン / 作 茂市 久美子

(児童書) 100歳まで頭がスッキリ! / 絵 武富 まさえ

(時代小説) 海狼伝 / 林 輝明

(時代小説) 海狼伝 / 白石 一郎



てんいち先生



黒滝村人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は【人権を確かめあう日】です

人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。

すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

こころの相談会



ストレスは心と体に現れます。最近ご自身や身近な人の様子が、「いつもと違うな」と思うことはありませんか？

- 疲れているはずなのに眠れていない
- 食欲がなく体重が減少している
- 家に閉じこもりがちになっている
- これまで楽しんでやれていたことが楽しめない

大きな環境の変化や過度のストレスが原因のひとつかもしれません。一人で悩まず、まずは気軽に相談してみよう。

◆対象

村内在住者

◆日時

4月12日(火)

午後1時10分～午後2時00分
午後3時40分～午後4時30分

◆申込み締切

4月8日(金)

◆内容

臨床心理士による相談

◆場所

中央公民館2階児童室

◆申込み・お問合せ先

保健福祉課

人口・世帯数 (3月1日現在)

男 361人 (-1)
女 406人 (-4)
計 767人 (-5)
世帯 378世帯 (-1)

村の施設の電話番号 市外局番 (0747)

役場 62-2031
IP電話【0747-68-9200
~ 9203】
防災無線電話音声対応サービス
(専用ダイヤル) 62-9010
教育委員会 62-2314
IP電話【0747-68-9204】
診療所 62-2747
IP電話【0747-68-9700】
歯科診療所 62-2621
デイサービスセンター
(社会福祉協議会) 62-2850
IP電話【050-5000-6127】
こもれびホール 62-2280
黒滝駐在所 62-2034
観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
(株)黒滝森物語村 62-2770

くろたきテレビ 11chで放映中

11chでは、村からの様々な
お知らせを掲載しています
ので、ぜひご視聴ください。

奈良県立大淀養護学校 体験学習・見学会

奈良県立大淀養護学校では、知的障害のある幼児や児童の保護者等
に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために、
体験学習・見学会を次のとおり行います。

〈小学部〉

◆対象 知的障害のある幼児・保護者、幼稚園の教員、保育園の保
育士、施設の指導員ほか

5月26日(木) 午前9時30分~12時
(平成29年度就学予定幼児)

5月27日(金) 午前9時30分~12時
(平成30年度就学予定幼児)

〈中学部〉

◆対象 知的障害のある小学六年生・保護者、小学校の教員ほか

6月8日(水) 午前9時30分~12時

【教育相談日】

お子様の日常指導・教科指導等特別支援教育についての相談等が
ありましたらご利用下さい。

事前にお申し込みが必要です。日程や時間を調整させていただきます。

◆お問合せ先

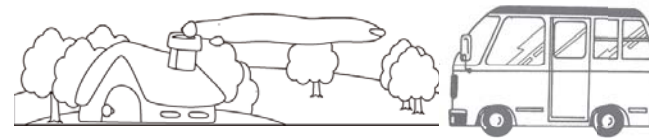
奈良県立大淀養護学校
吉野郡大淀町下淵414番地の1
☎0747-52-7655
アドレス ooyodo-ssedu01@kcn.jp

ふれあいバスの時刻表・運転ダイヤ 変更のお知らせ

4月1日から、ふれあいバスの時刻表を変更します。

時刻表は、ふれあいバス車内と役場にて配布させていただきますの
で、よろしくお願いいたします。

◆お問合せ先
企画政策課



黒滝村民憲章

わたくしたちは、黒滝村の
よさを活かし、先人の努力に
学び、知恵と心を結集し、明
るく豊かで活力ある村づく
りをめざしてこの憲章を制定
します。

・豊かな自然をまもり、より
住み良い生活環境づくりに努
めうるおいとやすらぎのある
村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、
やさしさとあたたかさにみち
た村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切にし、
若い力をはぐくみ、生涯学習
のふくらむ村をつくりましょ
う。

・勤労を尊び、産業の振興に
努め、未来を拓く活力ある村
をつくりましょう。

・長寿のよろこびをみんな
で支え、健康で生きがいのもて
る福祉の村をつくりましょ
う。

